

議員提出議案第1号

沖縄県議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年5月20日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉 殿

提出者	島 袋 大
	照 屋 大 河
	瑞慶覧 功
	渡久地 修
	糸 洲 朝 則
	當 間 盛 夫
	山 内 末 子

理 由

県内における新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、県民生活に多大な影響を及ぼしている状況に鑑み、県議会は県民と心をつにし、さらなる感染の拡大の防止に取り組むため、令和2年6月24日までの間において支給される議員報酬の額を減ずる措置を講ずる必要がある。

これが、条例案を提出する理由である。

沖縄県議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例（令和元年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

本則中「2万円」を「、同表に規定する議員報酬月額に100分の30を乗じて得た額に相当する額」に改め、本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により議員報酬月額から減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

議員提出議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年5月20日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉 殿

提出者	島 袋	大
	照 屋	大 河
	瑞慶覧	功
	渡久地	修
	糸 洲	朝 則
	當 間	盛 夫
	山 内	末 子

理 由

新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等について関係要路に要請するため。

新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書

政府は、新型コロナウイルス新規感染者数の減少等に伴い、5月14日に一部の地域を除き緊急事態宣言を解除したが、今後も第2波、第3波が発生するおそれがあり、日本全体としては、いまだ事態の終息は見えていない。

このような中、本県では、感染拡大防止の観点から不要不急の外出自粛や県外からの旅行者への自粛要請等さまざまな対策を講じてきた結果、新たな感染拡大が抑制されていることから、県独自の緊急事態宣言を解除し、段階的に経済活動を再開した。

しかしながら、人と物の動きの停滞などにより基幹産業として県経済をリードしてきた観光業を初め、各業界の収益が著しく落ち込むなど本県の経済は危機的状況となっている。

このような状況を踏まえ、本県においても新型コロナウイルス感染症等の緊急対策に対応するため、629億円余の補正予算を計上するなど雇用と事業と生活を守り抜く取り組みを実施してきたが、緊急事態措置の延長に伴う支援の上乗せ等については、本県を含め財政力の脆弱な地方においては、さらなる対策を講じることは困難な状況となっている。

よって、国におかれては、国民生活、経済、雇用に広がりつつある影響をできる限り緩和するため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、地域の実情に応じた柔軟な執行ができるようにすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに伴い、国民生活や経済、雇用状況の一層の悪化が見られることから、早急に追加の経済雇用対策を講ずるため、第2次補正予算の早期成立を目指すこと。
- 3 緊急事態宣言解除後の感染防止対策を徹底するとともに、医療提供体制の充実強化等を図るため、必要な予算を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月20日

沖 縄 県 議 会

内閣総務大臣	宛て
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	
沖縄及び北方担当対策大臣	
法務大臣	
財務大臣	